

議事日程(第1号)

平成28年12月5日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議案第64号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第3号)の専決処分について
- 日程第 5 議案第65号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第66号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第67号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第68号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第69号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第70号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第71号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第72号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第73号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第74号 平成28年度須恵町一般会計補正予算(第4号)
- 日程第15 議案第75号 平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)
- 日程第16 議案第76号 平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 日程第17 議案第77号 平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第78号 平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第19 議案第79号 平成28年度須恵町水道事業会計補正予算(第2号)

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会期の決定について
- 日程第 2 会議録署名議員の指名

- 日程第 3 町長諸報告
- 日程第 4 議案第 64 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 3 号）の専決処分について
- 日程第 5 議案第 65 号 北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更について
- 日程第 6 議案第 66 号 須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について
- 日程第 7 議案第 67 号 須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 68 号 須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 69 号 須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 70 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 71 号 須恵町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 72 号 須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 13 議案第 73 号 須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例
- 日程第 14 議案第 74 号 平成 28 年度須恵町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 15 議案第 75 号 平成 28 年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 16 議案第 76 号 平成 28 年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 17 議案第 77 号 平成 28 年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 78 号 平成 28 年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 19 議案第 79 号 平成 28 年度須恵町水道事業会計補正予算（第 2 号）

出席議員（14名）

1 番	児 玉 求	2 番	世 利 孝 志
3 番	白 水 勝 元	5 番	三 角 栄 重
6 番	田 ノ 上 真	7 番	松 山 力 弥
8 番	猪 谷 繁 幸	9 番	田 原 重 美
10 番	合 屋 伸 好	11 番	原 野 敏 彦
12 番	三 上 政 義	13 番	柴 田 真 人
14 番	今 村 桂 子	15 番	三 角 良 人

欠 席 議 員 (な し)

事務局出席職員職氏名

局 長	吉 松 良 徳	係 長	白 水 誠
-----	---------	-----	-------

説明のため出席した者の職氏名

町 長	中 嶋 裕 史	副 町 長	平 松 秀 一
教 育 長	安 河 内 文 彦	理事(会計管理者)	今 泉 俊 裕
総 務 課 長	満 行 誠	都市整備課長	安 河 内 久 人
地域振興課長	安 河 内 隆	まちづくり課長	櫻 木 幹 夫
上下水道課長	石 井 浩 二	健康福祉課長	小 林 は つ み
住 民 課 長	梅 野 猛	税 務 課 長	甲 能 裕 和
子ども教育課長	御 手 洗 文 生	社会教育課長	川 津 政 文
総 務 課 参 事	平 山 幸 治	総務課課長補佐	諸 石 豊
監 査 委 員	百 田 清 二		

午前10時00分開会

○議長（三角 良人） おはようございます。

今定例会は、1週間と短い期間でございますが、皆さん集中してよろしく申し上げます。

開会前に、広報特別委員会より会期中の議場内写真撮影の申し出があっており、許可したいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまから平成28年第4回須恵町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

まず、議会運営委員長に議会運営委員会の経過報告を求めます。11番、原野敏彦議員。

○議員（11番 原野 敏彦） おはようございます。

平成28年第4回定例会議会運営委員会の協議結果を報告いたします。

11月28日午前10時より議会運営委員会を開催し、平成28年第4回定例会の運営について協議検討いたしました。

今回提出された案件は、議案が16件、意見書2件、ほか町長諸報告が6件でございます。

会期は、本日12月5日から12月9日までの5日間としております。

委員会付託については、議案第65号から71号、議案第77号から79号を総務建設産業委員会に、議案第72号、73号、75号、76号を文教厚生委員会に付託をいたします。

会期2日目の6日は、予算審査特別委員会。終了後、各常任委員会を開催し、一般質問は12月7日午前9時より行い、終了後に全員協議会を特別会議室において開催をいたします。

12月9日、最終本会議では、議案16件、意見書2件の採決を行い、終了後、広報特別委員会を開催する予定でございます。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

日程第1. 会期の決定について

○議長（三角 良人） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

第4回定例会の会期を、本日から12月9日までの5日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、第4回定例会の会期を本日から12月9日までの5日間と決定しました。

日程第2. 会議録署名議員の指定について

○議長（三角 良人） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により、10番議員、11番議員を指名します。

日程第3. 町長諸報告

○議長（三角 良人） 日程第3、町長の諸報告を求めます。中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 12月定例議会を開催いたしましたところ、全員御出席で感謝申し上げます。

早いもので今年もあと1カ月足らずというふうに、月日のたつのも早く感じる今日この頃でございます。28年を振り返ってみますと、一般的には順風満帆ではなかったかなというふうに感じておりますが、議員さんあるいは区長さん方に病気をされる方がおられまして、しかし元気に回復されておりますので、安堵いたしておるところでございます。

今年のトピックスと申しますか、消防が全国大会に行ったことをはじめ、これから第一小学校の創作ダンスが全国大会に行きますし、中学校あるいは小学校で九州大会に出場するというところで、若い人たちの活躍が目立った1年であったように思われます。

それでは、諸報告を申し上げます。

まず、第1番目に、地域創生事業プレミアム商品券及びプレミアム住宅リフォーム券の販売についてでございます。

本年度も住宅リフォーム等を対象とした須恵町プレミアム付住宅リフォーム券及びプレミアム商品券を、昨年と同じ規模で、総額1億6,500万円を、町指定金融機関であります西日本シティ銀行須恵支店を窓口で、須恵町役場及び商工会主催で、平成28年9月1日販売したところでございます。どちらも完売し、現在換金作業を行っておるところでございます。町外の住民の利用者の方も多数おられることから、町外からの現金獲得による経済的効果は多大なものがあると確信いたしております。

その効果といたしましては、全てがこの事業におけるものではございませんが、本年度、法人住民税におきまして、予算ベースで15%アップを実現しており、平成29年度におきましても、これに勝る効果と、さらなる町内の事業を営んでおられる方々の、稼ぐ力の潤滑油となる事業となることを期待しておるところでございます。

次に、須恵町PR事業についてでございます。

昨年度行いました、須恵町PR事業におきましては、須恵町出身の郷ひろみさんに対談などいろいろ御協力をいただきまして、須恵町の魅力を町内外に広く情報発信を進めることができたところでございます。本年度におきましても、郷ひろみさんの関係者の方を招いて職員研修や、3コミュニティで行われました夏祭りなどのイベント会場において、郷ひろみさんのディナーショーチケット抽選会を行ったところでございます。さらに、ディナーショーに参加いただく12組の当選者の方々には、郷ひろみさんの特別なご計らいで、御一緒に記念写真を撮っていた

だくことなどとなっております。今後も、郷ひろみさんには御協力をいただき、須恵町のイメージアップに取り組んでまいります。

次に、行政評価制度の実施についてでございますが、本年度、須恵町の職員の行政評価能力向上のための人材育成事業といたしまして、行政評価制度の導入を進めておるところでございます。事務事業の目的や対象を明確化し、効率・効果的な行政運営を行うことを目的といたしまして、本年度より数年をかけて導入してまいります。現在、須恵町行政評価導入基本方針の策定が完了しており、今後、職員に対し、業務の体系化作業を行うための研修を行い、体系化の取りまとめとその完成までを行ってまいります。徐々にではございますが、時代にマッチした職員の育成に努めてまいります。

次に、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業についてでございます。

本年度、須恵町の総合戦略の効果をさらに加速化させ、須恵町オープンイノベーション戦略推進事業に取り組んでおります。これまでに、協議会設立に向けた取り組みを行っており、現在は、地域関係者へのヒアリングを行い、地域課題や活用できる強みや資源把握を行ったところがございます。既に、この事業を推し進めていくための施策、十数項目の案件を作成しております。今後、企業の代表の方や商工会・農業関係者の方々数名で、具体的にワーキンググループを行いながら、実現のためのディスカッションを重ねてまいります。将来、この事業は、まちづくりのための根幹となってまいります。

早期の協議会の設立、活力ある須恵町となるための魅力ある事業の創設と、安定稼働に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、国民健康保険税の税率の改定でございますが、本年10月25日、町長室において、今村副議長が会長を務めておられます国民健康保険運営協議会から、国保事業に対して、収支両面にわたる効率的かつ効果的な取り組みに努め、保険税の調定増を行い、財政運営の安定化を図るよう建議書が提出されました。その内容を詳細に検討した結果、国保税の改定を含む、条例の一部改正を本議会に提案することとしましたので報告します。

国民健康保険は、被用者保険等に属さない全ての人が加入し、我が国の国民皆保険の最後のとりでとして、基盤的役割を果たしてきたところですが、急速な高齢化の進展や低所得者の増加、他の制度と比べ被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い、所得に占める保険料負担が重いなどといった、構造的な問題を数多く抱えており、社会全体で支えていく必要が求められております。

このため、国保事業の運営は、被保険者の保険税や国県の負担金などに加え、一般会計から法定繰入等を財源といたしますが、それでも不足する財源については、町の単独負担として一般会計から赤字補填である法定外繰入を行っております。

前回税率改正した平成20年度以降の法定外繰入金の累計は、既に10億円を超えている状況です。

また、平成30年度から国保制度改革により、県が財政運営責任主体となり、県が市町村ごとに設定する標準保険税をもとに、それぞれ国保税率を定めていくこととなりますが、当町は、県平均より医療費水準が高く、現在の保険税率との乖離も懸念されております。

今後、示される福岡県の国保財政運営方針には、財政収支の改善が求められ、赤字市町村においては、赤字解消・削減のための取り組みを具体的に進めていくことが必要になると思われま

す。今回の改定により、被保険者の皆様は、国民健康保険税の負担増をお願いすることとなりますが、命と健康を支える国民健康保険制度を持続的なものとするために御理解御協力をお願いいたします。

最後になりますが、城山の防災会館、これ仮称でございますが、建設について申し上げます。

城山公民館は、昭和57年城山親子文庫として建設し、現在は公民館として利用しております。

城山区公民館は、災害時の指定避難所となっておりますが、建築から34年が経過しており、木造で耐震構造となっておりますので、有事の際の防災拠点として活動できる施設を、来年度にかけて整備する計画でございます。

今回建設を予定しております城山区には、土砂災害警戒区域が一部あることや、65歳以上の割合が39.3%と、町内行政区の中でも高い割合を占めていることから、最寄りに耐震化された指定避難所や防災の資材機材などを備える倉庫を整備する必要があると考えます。

整備にかかわる財源といたしましては、地元からの寄附金および交付税措置がある起債を充てる予定でございます。

現在、町内の防災施設としては、役場の敷地にあります須恵町防災センター、佐谷の東部防災センター、旭ヶ丘の防災倉庫があり、昨年度は中部防災センター用地を取得しており、施設の整備を進めているところでございます。この中部防災センターというのは、須恵区の中心地につくりたいと。その土地を今年購入させていただいております。

今後とも須恵町全域の防災の向上を図るとともに、地域住民の安全の向上を目指してまいりたいと考えておりますので、議員各位によりしくお願い申し上げます。

以上、終わります。

○議長（三角 良人） これより、町長の諸報告に対する質問に入りますが、議案に関係のある事項につきましては、提案のときにあわせて質問をお願いします。

町長の諸報告に対する質問に入ります。質問はありませんか。——質問なしと認めます。

日程第4. 議案第64号

○議長（三角 良人） 日程第4、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） おはようございます。

議案書は1ページをお願いいたします。

議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分について。これは、去る10月14日に長野県で行われました全国消防操法大会出場に係る補正予算でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分しましたので、本議会に報告し、承認を求めるものです。

本来、補正予算は、議会の議決が必要でございますが、特に緊急を要するため、議会を招集する時間的余裕がなかったことから、町長専決処分したところでございます。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の1ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳出補正予算の総額を歳入歳出それぞれ92億5,490万3,000円とするものです。

2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正によります。

次の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正、歳入になります。17款1項繰入金1,100万円の補正、これは財政調整基金を取り崩しまして、この一般会計へ繰り入れするものでございます。

19款諸収入3項雑入100万円、これは全国消防操法大会出場に対します糟屋郡町村会からの助成金でございます。

次に、3ページをお願いいたします。

歳出でございます。1款1項議会費71万円は、議会議員さん方8人の特別旅費でございます。

9款1項消防費1,149万3,000円の補正は、上須恵分団ほかの特別旅費及び出動費用弁償、大会応援者の旅費補助金ほか結果報告会などに係ります予算を計上いたしております。

以上が、9月に専決処分をいたしました補正予算の報告でございます。

よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。――質疑なしと認めます。

お諮りします。議案第64号については、議長を除く13人によって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第64号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第3号）の専決処分についてを、予算審査特別委員会に付託します。

なお、正副委員長については、調整ができておりますので、御報告します。委員長に今村桂子議員、副委員長に田ノ上真議員であります。

日程第5. 議案第65号

○議長（三角 良人） 日程第5、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） おはようございます。

議案書2ページでございます。議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更について、地方自治法第286条第1項の規定により、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合同規約を別紙のとおり変更するものでございます。

提案理由といたしましては、平成29年4月1日から、新宮町相島地区を北筑昇華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合同規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

新旧対象表、4ページをお願いいたします。

第3条第1項第1号中、右側改正前葬祭場を、左側改正後組合立葬祭場、以下葬祭場というに改め、次の5ページをお願いいたします。

第13条第2項中、右側改正前新宮町の人口は相島の人口を除いた人口によるものとしを、左側改正後削るものでございます。

3ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この規約は平成29年4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第65号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第65号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合同規約の一部変更についてを、総務建設産業委員会に付託しま

す。

日程第6. 議案第66号

○議長（三角 良人） 日程第6、議案第66号須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） 議案書6ページでございます。

議案第66号須恵町農業委員会の委員定数に関する条例の制定について、須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例の制定について、別紙のとおり提出するものでございます。

提案理由の説明といたしましては、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会委員の選出方法が公選制から市町村長の選任制へ変更されたため、当該条例を制定する必要が生じたので、提案するものでございます。

次の7ページをお願いいたします。

須恵町農業委員会の委員の定数に関する条例第1条において条例の目的を、第2条において委員の定数を定めております。

附則といたしまして、第1項この条例は平成29年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項では、条例を施行するための準備行為を条例施行前においても行うことができること、第3項では現行の須恵町農業委員会の選挙による委員の定数条例を廃止すること、第4項では特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例におきまして、新旧対照表の8ページをお願いいたします。

右側改正前農業委員会委員、年額、会長18万7,000円、副会長16万6,000円、委員16万1,000円を、左側改正後それぞれの報酬額の次に実績加算額予算に定められた範囲内を加えることに改めるものでございます。

前の7ページ目に戻っていただきたいと思えます。

附則の5項では、条例施行の際、現に在任する農業委員会の委員が任期満了の日までに限り在任するものとする経過措置を定めております。

以上でございます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） お尋ねします。

この第2条の委員の定数は9人というのは、現状の定員ということでございましょうか。それと、もう一つ、この公選でなく、これは今、町長の決裁だというふうなことになるんでしょうか。

それともう一つ、8ページを見ていただいて、実績加算額、予算に定められた範囲内というのは、一体どういうことか、それをお尋ねいたします。

○議長（三角 良人） 安河内地域振興課長。

○地域振興課長（安河内 隆） まず、定数でございますが、9名は現在9名と変わりません。それから……。

○議長（三角 良人） あの、町長が説明するとはどうのこうのって。選挙廃止になったでしょうが。その件。

○地域振興課長（安河内 隆） 今現在が公選でございますが、改正後は町長が任命する選任制になるということでございます。

それから、3番目の実績加算額、予算に定められた範囲内ということでございますが、農業委員会の農業委員さんの仕事というのがございまして、今回新たに国が農地利用最適化に向けた積極的な活動を推進するというので、農地の利用の最適化、内容は担い手への農地の集積、それから集約化、それから遊休農地の発生防止それから解消、新規参入等の促進を推進する事務を、農業委員にやってくださいというような制度になっています。

これは、国がこの分の実績の加算分を交付金という形で国が出しましょうという制度になっています。うちには現在のところ、この制度自体でもやるということはないので、実質的には今の報酬の額と変わらないんですけど、今後制度が変わって、そういうふうなことをする、交付金をもらうようになった場合は、当然その分だけはまた加算して報酬として支払わなければなりませんので、そういう場合に限るということをご盛込んであるというところでございます。

以上です。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） それは、支給は交付金内ということでございましょうか。

○議長（三角 良人） 安河内課長。

○地域振興課長（安河内 隆） そうでございます。この制度自体は、今の農業委員さんに支給しております報酬額とは別に、国が別枠で交付金をやりましょうということになっています。ただ、これをやるにはまだ、そういう計画をつくらなくてはいけないし、結構手続等は要るようになっています。

以上でございます。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、議案第66号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第66号須恵町農業委員会の委員の

定数に関する条例の制定についてを、総務建設産業委員会に付託します。

日程第7. 議案第67号

○議長（三角 良人） 日程第7、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書は9ページをお願いいたします。

議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由といたしましては、平成28年8月8日の人事院勧告に基づき、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので、提案するものでございます。

12ページの新旧対照表をお願いいたします。では、12ページの新旧対照表です。

第8条の2では、介護の対象となる子どもを明確化しまして、第2項及び次のページの第4項では、下線の文言を要介護者に改めております。

次の14ページをお願いします。ここでは、休暇の種類第11条では介護時間を新たに設けまして、介護休暇第15条では要介護者と指定期間を規定しまして、介護休暇を分割して3回までとれるようにすること、次の第15条の2では、介護時間の規定を新設しております。家庭の介護が必要な時期に、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指して、雇用関係を整備するものでございます。

11ページをお願いいたします。附則の施行期日でございます。この条例は平成29年1月1日から施行するものでございます。

以上のとおり、よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 内容を見ますと、現在は半年で時間制限なしで有給というふうな扱いになってるんじゃないかと思うんですが、この改正では3年、1日2時間で、1時間で換算して減給されるというふうになっております。これは、労働条件の改悪というふうになっているんじゃないかなと思います。

それで、50歳平均で、1月毎日2時間介護するといたしまして、減額、これはどのぐらいになりますでしょうか。それもちょっと。

○議長（三角 良人） 質問を要約して。

○議員（1番 児玉 求） これは、現状は介護休暇っていうのは有給としてなっとるわけですが、今後は時間によって時給で減額されていくと、引かれるということです。だから、介護休暇

という名目でございますが、介護した場合に1時間当たり減俸しますよということでもありますので、非常に労働条件と、そして、給与が減ってくることで介護もなかなかしにくくなるんじゃないかなというふうな危惧があります。そこをちょっとお答えください。

○議長（三角 良人） 満行課長。

○総務課長（満行 誠） 介護時間に関しましては、今おっしゃられたように2時間の範囲内では減額給与化されます。ただし、これはあくまでも新設ですので、通常の介護休暇はございまして、さらに必要な介護時間が生じた場合にはとっていただくと。その時間については、やはり給与からは減額はいたしませんという制度を新たに設けたものでございます。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） その、介護時間っていいんですが、その家庭内でやはり介護する時間が、5時間なら5時間というふうな形になった場合に、だからこの、今の、私が見ますと今の現状をちょっとお尋ねいたします。今の介護休暇のときは有給扱いになっているんじゃないかと私は思っ取るわけですが、今後この……

○町長（中嶋 裕史） それはそのままきとるんですよ、これプラスなんですよ、これは。プラス時間っちゃう。

○議長（三角 良人） 町長。ちょっと待ち。あなたが言うたらいかん。児玉議員ちゃんと答弁聞きよりますか、あなた。介護休暇は別にあるっていう答えやったでしょう。あなた、聞きようですか、人の話を。

○議員（1番 児玉 求） 済みません、もう一度お願いします。

○議長（三角 良人） 何を。

○議員（1番 児玉 求） 今の件を。

○議長（三角 良人） 今の件で何の件。何の件ですか。

○議員（1番 児玉 求） 現状を。じゃあ、今は現在としましては、介護する場合において有給扱いになるということですよ。そしたら、今度この新しく2時間と、その限度額時間が2時間内にすると、3年間でというふうな形ではありますが、どちらにしろ、いわゆる、介護する今の現状からして、介護する時間に対して減給になるということは、やはりそれだけ給料が減るといいう形になりますんで。

○議長（三角 良人） 中嶋町長。

○町長（中嶋 裕史） 現行の分は、法律として残るわけですよ、介護休暇っていうのは残る。それプラス介護の時間休暇っていうのは、今度新しく設けられた。この介護時間休暇っていうのは、給与からカットしますよという。今までの分はそのとおりのわけなんです。有給休暇で介護休暇っていうのは、わかります。新たなものは給料からカットしますよということでございます。

だから、分厚くなってきたわけです。介護休暇が分厚くなってきたと。ただ、当面は給与から差っ引きますよ、その部分は。そういうことです。

○議長（三角 良人） 児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 確かに、分厚くなったということですが、現状、そのまま移行しておけば、別にその2時間の分を減給するという必要はないんじゃないかなと、私は思います。

○議長（三角 良人） 特別に教育してもらえんですかね。この方。どなたか。会議が長くなります。松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） まだ決まっていませんけども、うちの委員会に付託されますので、うちの委員会で問題にします。その後に本会議でいいですけども、その場で質問いただきたいと。思います。よろしくをお願いします。この場で1から10まで討論する必要はないと思いますので、よろしく、質疑はないと思いますので、ここら辺で進んでください。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、議案第67号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第67号須恵町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第8. 議案第68号

○議長（三角 良人） 日程第8、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は16ページをお願いいたします。議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由といたしましては、特別職の国家公務員の給与の額の改定に準じまして、町議会議員の期末手当の支給割合を変更するものでございます。

具体的に申しますと、現在の期末手当3.15月分を0.1月分引き上げまして、3.25月分とするものでございます。

18ページの新旧対照表をお願いいたします。今回の改正は、施行日適用日が異なることから、2条立てとなっております。

まず、上段の第1条関係でございます。期末手当第5条第2項におきまして、100分の165を175へ改めます。これは、今年12月の期末手当を0.1月分引き上げるもので、年

間の期末手当も3.25月分に引き上げるものでございます。

次に、下段の第2条関係でございます。同じく期末手当第5条第2項の前段におきまして、100分の150を155へ改めます。これは、来年6月の期末手当を0.05月分引き上げるものでございます。後段におきましては、100分の175、先ほど改めました100分の175を170へ引き下げるものです。これは、先ほどの12月の期末手当を一旦、0.1月分引き上げたものを、来年の12月に0.05月分引き下げるものでございます。

これで、29年度からは、6月と12月の期末手当に平たく0.1月分を配分し直したものが、第2条でございます。

前の17ページをお願いいたします。附則の施行期日第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては、平成29年4月1日から施行するものでございます。

次の第2項では、第1条の規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものでございます。

以下、第2条給与の内払い第3条は規則への委任をそれぞれ規定しております。

以上のとおり、よろしく申し上げます。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 特別職の皆さんの現在の年俸と、この改正後の年俸を教えてくださいたいと思います。

○議長（三角 良人） 特別職じゃない、今は。（「今議員ですよ」の声あり）何言うてるんですか。今、何の議題ですか、お座りください。ほかに質疑ありません。これにて質疑を終結します。よって、議案第68号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第68号須恵町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第9. 議案第69号

○議長（三角 良人） 日程第9、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書は19ページをお願いいたします。

議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由としまして、人事院勧告に基づき、特別職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴うものでございます。現在の特別職の期末手当の支給割合は、年間3.15月分でございます。こ

れを0.1月分引き上げまして3.25月分とするものでございます。

では、21ページの新旧対照表をお願いいたします。

この改正は、先ほどの議案第68号の議会議員の期末手当の改定と同様の内容になります。

上段の第1条関係では、給与第3条第4項の期末手当におきまして、支給割合100分の165を175へ改め、今年12月の期末手当を0.1月分引き上げるものでございます。

次に、下段の第2条関係では、前段におきまして、100分の150を155へ改め、来年6月の期末手当を0.05月分引き上げます。後段では、100分の175を170へ引き下げまして、上段でありました第1条関係で12月の期末手当を0.1月分引き上げておるものを、来年は0.05月分引き下げまして、これで、29年度分は、6月と12月の期末手当に0.1月分を平たく配分し直す規定でございます。

前の20ページをお願いします。附則の施行期日でございます。第1条では、この条例は公布の日から施行しますが、第2条の規定につきましては、29年4月1日から施行するものです。

次の第2項では、第1条の規定につきましては、平成28年12月1日から適用するものです。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 済みません、先ほどは早とちりいたしました。特別職の皆さんの現在の年俸と、改正後の年俸を教えてください。

○議長（三角 良人） これいい、資産報告書を出してもらっています。これは閲覧できますから、それを見てください。6月議会で報告しないを否決してから、報告義務を議会で可決していますので、それを見てください。

○議員（1番 児玉 求） 了解しました。

○議長（三角 良人） ほかに質疑は。これにて質疑を終結します。よって、議案第69号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第69号須恵町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第10. 議案第70号

○議長（三角 良人） 日程第10、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） 議案書は22ページをお願いします。

議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由としては、人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに伴う改正でございます。

28ページの新旧対照表をお願いいたします。

まず、第1条関係から、これは適用日を28年4月1日及び12月1日からとするものでございます。

では、第20条第2項の勤勉手当、その勤勉手当の総額を規定する改正につきまして、第1号では、100分の80を90に改めます。再任用職員につきましては、第2号で100分の37.5を42.5へ改めます。勤勉手当基礎額にこの割合を乗じた額が支給総額の上限となるものでございます。

附則の第5項では、100の1.2を1.35へ、また100分の80を90に改めております。これは、平成30年3月31日までの間、課長で55歳以上の職員の給料及び手当につきましては、現在1.5%を減額しておりますが、これに呼応して当該職員の勤勉手当の支給総額につきましても、1.5%相当の減額をする規定でございます。

26ページをお願いいたします。別表第1でございます。これは、行政職給料表でございます。人事院勧告に準じまして、今回給料表を4月1日に遡及しまして改定しております。大卒の初任給は1,500円を引き上げるとともに、若年層につきましても同程度の給料表の改定を行っております。そのほか、それぞれ400円程度の引き上げを基本に改定いたしまして、全体では平均改定率は0.2%としております。

29ページをお願いいたします。これは第2条関係になります。これは、来年の平成29年4月1日から施行するものでございます。扶養手当第7条第2項で、改正前の第2項の子及び孫を、改正後は2号と3号にそれぞれ分けまして、次の第3項のところで、第2号の子を6,500円の扶養手当を1万円に引き上げ、第1号の配偶者の扶養手当を1万3,000円から6,500円に引き下げるものでございます。

30ページをお願いします。第8条では、扶養に係る届け出規定の整理をしております。

31ページ、勤勉手当、第20条でございます。そして次の32ページをお願いいたします。ここはさっきの第1条関係と同様になりますが、第1号では100分の90を85に改め、再任用職員につきましては、第2号で100分の42.5を40へ改めます。勤勉手当基礎額にこの割合を乗じた価格が、支給総額の上限となるものでございます。

附則の第5項では、100分の1.35を1.275へ、また100の90を85へ改めております。

24ページをお願いいたします。中段のところの附則施行期日等でございます。第1条では、

この条例は公布の日から施行しますが、第2条及び附則の第3条の規定につきましては、来年平成29年4月1日から施行するものです。

次の第1項では、第1条の規定につきましては、平成28年4月1日及び12月1日から適用するものでございます。第2条は給与の内払い、第3条は扶養手当に関する特例でございます。

以上のとおり、よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） 29ページちょっと見ていただきまして、第2条関係のこの第7条の各1この略、これをちょっと説明してください。

それと、29ページの第2条関係の7条の1、これをちょっと説明していただくのと、これです。いろいろ手当がふえとる分もありますが、トータルで扶養手当の引き下げにはなっておりませんか。それもちょうとお答えください。

○議長（三角 良人） ちょっと待って、7条の何。

○議員（1番 児玉 求） 第7条の2の1号。この略ってありますね。これを教えてください。

○議長（三角 良人） 書いてないから略やろ。本当に。もう一つは。

○議員（1番 児玉 求） それと……。

○議長（三角 良人） 扶養手当が下がるんじゃないかということ。

○議員（1番 児玉 求） ええ、そういうことです。

○議長（三角 良人） そのようにきちんと言いなさい。満行課長。

○総務課長（満行 誠） 1号の略は、配偶者になります。

○議長（三角 良人） 変更ないからやろ。

○総務課長（満行 誠） はい。

○議長（三角 良人） そう言いなさい。

○総務課長（満行 誠） そして、トータルで加減がどうかということでございますが、正確にここで申し上げる数字は持ち合わせておりませんが、配偶者の数と扶養子どもの数を比べた場合、子どもの数が多いかと自分では思っておりますので、引き上げのほうは扶養手当の数字は上がるんじゃないかと推測しております。

詳しいことは、また必要なときにお知らせをしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（三角 良人） 児玉議員、いいですか。

○議員（1番 児玉 求） はい。

○議長（三角 良人） これにて質疑を終結します。よって、議案第70号を総務建設産業委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第70号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

ここでお諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、暫時休憩いたします。

再開を11時10分といたします。休憩に入ります。

午前11時01分休憩

.....

午前11時10分再開

○議長（三角 良人） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第11. 議案第71号

○議長（三角 良人） 日程第11、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。甲能税務課長。

○税務課長（甲能 裕和） おはようございます。

議案書の33ページをお願いいたします。

議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例でございます。

提案理由です。地方税法等の一部を改正する等の法律等が平成28年3月31日に公布され、平成29年1月1日等から施行されることに伴うものです。それに伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案をするものです。

次のページから41ページまでが改め分となっております。

40ページをお願いいたします。附則として、第1条で施行期日を定めております。この条例は、平成29年1月1日から施行します。ただし、次の各号に掲げる規定は当該各号に定める日から施行します。

(1) 第2条の規定、公布の日から施行し。平成28年4月1日から適用をします。

(2) 1条中、須恵町税条例附則第6条の改正規定及び次条第2項の規定は、平成30年1月1日から施行します。

42ページから58ページまで、新旧対照表を添付しております。これにより説明をさせていただきます。

42ページをお願いいたします。1条関係です。第19条で、法律改正に伴い法人町民税の改正等の申告による延滞金の計算の控除期間の所要の規定の整備等となっております。

43ページをお願いいたします。第34条の8の、外国税控除額は文言の改めとなっております。その下、43条については、個人住民税の延滞金計算の控除期間の整備等となっております。

45ページをお願いいたします。第48条の法人の町民税の申告納付についても、43条同様、法人町民税の延滞金計算の控除期間の整備等となっております。

47ページをお願いいたします。第50条の法人の町民税に係る不足税額の納付手続についても、法律改正に伴い、第43条と同様、延滞金計算の控除期間の整備等となっております。

48ページをお願いいたします。ここから附則の説明となります。

第6条の特定一般医薬品等の購入費を支払った場合の医療費控除の特例について、平成29年1月1日から平成33年12月31日までの間、医療用から転用される医薬品、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用について、平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人住民税に限り、所得から控除する医療費控除の特例が新設されております。

49ページをお願いいたします。第20条の2、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の住民税の課税の特例について、外国居住者の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律の改正に合わせるものです。

52ページをお願いいたします。第20条の3について、第20条の2を新設することに伴う条項のずれの整備となっております。

57ページをお願いいたします。2条関係で、須恵町税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、附則として平成28年須恵町税条例第16号において、固定資産税に関する経過措置について、補足と施行期日になっております。今回の改正内容につきまして、さらに委員会で説明させていただきたいと思っております。

以上となっております。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第71号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第71号須恵町税条例等の一部を改正する条例を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第12. 議案第72号

○議長（三角 良人） 日程第12、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の59ページをお願いいたします。

議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。この条例について、別紙のとおり提出するものです。

提案理由です。国民健康保険税の税率の改定を行うため及び外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要性が生じたので提案するものです。

平成30年度からの、県が財政運営主体となる国保制度改革に当たり、県が設定する標準保険税率をもとに定めていく国保税率と現在の保険税率との乖離や、一般会計からの赤字補填である法定外繰入金の解消、削減の取り組みを進めていく必要があるため、税率の改定を行うものです。

63ページの新旧対照表で説明いたします。

第4条から第6条の2で、基礎課税額、医療費給付分のことですが、税率改定をし、資産割率を削除した4方式から3方式に課税方式を改定しております。

次のページの64ページをお願いします。第7条から第8条の2で、後期高齢者支援金等課税額の税率を改定し、第9条から次のページの第10条の2で、介護納付金課税額の税率の改定を行うものです。

その下、第25条第1号で、7割軽減世帯の納税義務者について、次のページ66ページの第2号で、5割軽減世帯の納税義務者について、その次のページ67ページの第3号で、2割軽減世帯の納税義務者について、被保険者均等割額、世帯別平等割から減額する額の改定を、税率改定に伴い行うものです。

68ページの上のほうです。附則では、外国居住者等所得相互免除法の一部改正に合わせ、10項町民税で分離課税される特定適用利子等の額を、11項で特定適用配当等の額を、国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得額に含めるため、規定の整備を行うものです。

62ページに戻っていただいて、附則第1項で、この条例は平成29年1月1日から施行するとしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。児玉議員。

○議員（1番 児玉 求） ここの改定の件ですけど、なかなか国保税が高いという住民の……

○議長（三角 良人） 児玉議員、あなたはどこかいな。担当は。文教厚生委員会。文教厚生委員会で詳しく説明してもらえんですか。

○議員（1番 児玉 求） いやいや、ここで質問いたします。お尋ねいたします。

非常に国保税高いということで、町民の皆さんの国保税引き下げてくれというのがあるわけですが、具体的に現在年収、世帯主が300万円、妻が100万円、中学生が1人、小学生が

1人の4人家族で、現在の税額と比べて、改正後に、税額は幾らふえるのか、それをちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（三角 良人） すぐに出らんでしょう、そういうのは。

○議員（1番 児玉 求） すぐでもなくてもいいですけど。

○議長（三角 良人） 委員会にしてください。そういうのは。委員会で、詳しく質疑。

まず委員会になる前に、その質問内容出して。

○議員（1番 児玉 求） わかりました。よろしくお願いします。

○議長（三角 良人） ほかに。これにて質疑を終結します。よって、議案第72号を文教厚生委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第72号須恵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、文教厚生委員会に付託します。

日程第13. 議案第73号

○議長（三角 良人） 日程第13、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。小林健康福祉課長。

○健康福祉課長（小林はつみ） おはようございます。初めての説明でございます。大変緊張しております。どうぞよろしくお願いいたします。

議案書の70ページをお願いいたします。

議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例でございます。

提案理由といたしまして、福岡県若年者専修学校等技能習得資金補助金交付要綱の一部改正に伴い、当該条例の一部を改正する必要が生じたので提案するものです。

新旧対照表、72ページをお願いいたします。

改正前の第3条第1項第1号の下線の部分に、対象者の追加をし、改正後、町内に居住しているものまたはその子弟であって専修学校等に入校した年度の前年度に中学校、義務教育学校、高等学校もしくは中等教育学校を卒業した者（中等教育学校の前期課程を修了した者を含む）または高等学校もしくは中等教育学校の後期課程を中退した者であることと改正するものでございます。

71ページに戻っていただいて、附則でこの条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくお願いいたします。

- 議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありませんか。児玉議員。
- 議員（1番 児玉 求） 改正後の義務教育学校についてちょっと説明をお願いいたします。
- 議長（三角 良人） それは委員会でいいでしょう。担当委員会でしょう。あなた。
- 議員（1番 児玉 求） いや、そうですけど……
- 議長（三角 良人） だからそこでしてください。
- 議員（1番 児玉 求） いや、今聞いても別に問題ないでしょう。
- 議長（三角 良人） 委員会主義だ。委員会で詳しく説明するんだから。原野議員。
- 議員（11番 原野 敏彦） お疲れさまでございます。常任委員会ってやっぱりあるんで、本議会でうちのほうに付託をされるわけですよ。私は常任委員会の同じ委員会ですから、まずここで審議をして、そうしないと、この議場でのあり方が変わってくると思うんですよ、ここでもかんでも質問して、答えをいただいて、また、うちの委員会で審議をする。それは無駄ですよ。皆そうです。

児玉議員は私たちと同じ文教厚生委員ですから、今の議案に関しても、委員会でしっかりと反対し、どうしてもわからない、そのときに本議会で賛否を問う。否決か可決かそうする。それが議会ですので、ルールどおりやりましょう。そうしないと、我々仲間として、1人だけ児玉議員さんが本議会で言われると、多分執行部の方も戸惑ってらっしゃると思いますので、よく理解して、常任委員会でいっぱいやりましょうや。ここで言わなくてですね。それでお願いしたいと思えます。

- 議員（1番 児玉 求） 議長。
- 議長（三角 良人） ない。
- 議員（1番 児玉 求） 申し上げたいのは、ここに役場の執行部の皆さんもいらっしゃるわけです。（「議長は指名してない」の声あり）
- 議長（三角 良人） もう質問なし。指名してない。（「指名していませんよ」という声あり）
- 議員（1番 児玉 求） はい、議長。
- 議長（三角 良人） ない。
- 議員（1番 児玉 求） 何故ですか。
- 議長（三角 良人） 違うって、あなた。さっき説明したでしょう。
- 議員（1番 児玉 求） 聞きましたよ。
- 議長（三角 良人） ですから。
- 議員（1番 児玉 求） 聞いたんです、私は意見がありますから。議長。お願いします。

こちらに役場の執行部の方の……

- 議長（三角 良人） あのね、この議場では議長に権限があるのです。勝手な発言は許可できま

せん。私の言うこと聞いてください。（「そのとおり」の声あり）

○議員（1番 児玉 求） ちょっと待ってください。

○議長（三角 良人） 私の言うこと聞いてください。（「退場」との声あり）議事進行を遅らせたら、退場させますよ。（「議長の言うこと聞かんやったら、議場から退場だな」の声あり。）

議長「動議」松山議員。

○議員（7番 松山 力弥） 議会の責任者たる議長の意見を聞かない、議題の妨げになる。退場を求めます。

○議長（三角 良人） 今の動議に御賛成の方。それでは、児玉議員の退場に御賛成の方、起立願います。

〔起立多数〕

○議長（三角 良人） 起立多数であります。児玉議員の退場を求めます。これにて質疑を終結します。よって、議案第73号を文教厚生委員に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第73号須恵町若年者専修学校等技能習得資金貸与条例の一部を改正する条例を、文教厚生委員会に付託します。

日程第14. 議案第74号

○議長（三角 良人） 日程第14、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。満行総務課長。

○総務課長（満行 誠） では、議案書の73ページをお願いいたします。

議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）について、地方自治法第218条の第1項の規定により、別冊により提出するので、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

別冊の8ページをお願いいたします。平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正第1条、歳入歳出予算の総額にそれぞれ4億1,837万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ96億7,328万2,000円とするものです。

2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び金額等々は、第1表歳入歳出予算補正によります。

続く第2条では第2表地方債補正、第3条では第3表債務負担行為補正で、それぞれ追加を行います。第4条では、新たに第4表繰越明許費を設定いたします。

次の9ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入からです。8款1項地方特

例交付金128万9,000円の補正、これは7月の普通交付税の算定結果が出ましたときに、この交付金につきまして3,128万9,000円と決定をしておりますので、その追加補正でございます。

13款1項国庫負担金2,350万円及び次の14款1項の県負担金1,175万円の補正は、歳出民生費の障害者支援費、自立支援給付費の増額補正に係る財源、国2分の1、県4分の1の負担金の補正でございます。

13款2項国庫補助金1億6,938万円の補正、これは歳出の民生費の臨時福祉給付金経済対策給付事業に係る財源で、全額国庫補助の1億3,325万8,000円及び教育費の須恵東中学校大規模改造事業の財源3,417万2,000円が主なものでございます。

歳入の最後になりますが、20款1項町債2億1,140万円。2件の新規町債がございますが、これは後ほど、第2表地方債補正で御説明いたします。

次の10ページをお願いいたします。歳出でございます。

先に、給料、手当などの職員給人件費につきまして申し上げます。先ほどの議案第70号で説明いたしましたとおり、8月の人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律が改正されましたことから、今回条例改正を提出しておりますので、それにあわせて全体的に給与等の予算補正を行っております。

では、この人件費以外のところで歳出の主立ったところを御説明いたします。

3款1項社会福祉費1億9,909万3,000円の補正、これは、歳入の国庫負担金及び国庫補助金のところで申しました、障害者支援費、自立支援給付費が5,090万円、及び臨時福祉給付金経済対策給付事業1億3,325万8,000円の補正になります。

8款5項下水道費915万9,000円の減額、これは後ほど説明がございます公共下水道事業特別会計、そちらへの一般会計からの繰り出し金の減額でございます。

9款1項消防費512万4,000円、これは冒頭の町長諸報告の中にもございました城山防災会館、仮称ではございますが、その設計監理業務委託料でございます。

10款2項小学校費356万円、ここには第一小学校がこの12月にリズムダンスふれあいコンクール全国大会に出場いたします児童及び教師の旅費相当分の補助金200万円の予算を組んでおります。

次の11ページをお願いします。

3項中学校費2億4,167万5,000円、これは須恵東中学校の大規模改造事業費2億4,160万円の補正でございます。今年の夏の第1期工事に続きまして、第2期の工事を行うものでございますが、国の補正予算を使って行うものでございます。

以上が、主な歳出の補正予算でございます。

続きまして12ページをお願いします。第2表地方債補正、歳入の補正予算、20款の町債にございました2億1,140万円を追加するものでございます。

1件目は須恵東中学校大規模改造事業債第二期2億680万円、先ほど歳出で申しました大規模改造事業費の財源となるもので、起債充当率は100%、普通交付税にはその元利償還金の70%が算入されるものです。

次の、城山防災会館（仮称）建設事業債460万円、これも先ほどの歳出の消防費のところで申し上げましたが、来年度建設に向けまして、その設計監理業務の財源となるもので、これも起債充当率は100%、普通交付税には元利償還金の50%が算入されるものです。

起債の方法は、証書借入れ、利率償還の方法はごらんとおりでございます。

次の13ページをお願いします。第3表債務負担行為補正の追加でございます。先ほどの城山防災会館（仮称）建設工事設計監理業務委託につきまして、平成28年度から29年度を期間といたしまして、限度額798万円の債務負担行為を追加するものでございます。

次に、第4表繰越明許費です。これは新たに2件の事業を設定しております。この12月補正予算の歳出に計上しております予算が、その性質上、年度内にその支出を終わらない見込みがあるため、あらかじめ議会の議決をいただきまして、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

1件目は3款民生費1項社会福祉費の臨時福祉給付金給付事業1億3,325万8,000円です。2件目は10款教育費3項中学校費の須恵東中学校大規模改造事業でございます。

以上が、規定の予算に追加その他の変更を加える必要が生じたので、補正予算を本議会に提出するものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第74号を先ほど設置した予算審査特別委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第74号平成28年度須恵町一般会計補正予算（第4号）を、予算審査特別委員会に付託します。

日程第15、議案第75号

○議長（三角 良人） 日程第15、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） それでは、議案書の74ページをお願いいたします。

議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の42ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億9,052万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を39億6,547万3,000円とするものです。

第2項で、款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

次のページの43ページをお願いします。まず歳入からです。3款の国庫支出金7,133万9,000円、4款の療養給付費交付金1,400万円は、歳出の一般被保険者退職被保険者等の療養給付費高額療養費の補正に伴い、その財源として各補助率で増額補正をしております。

7款共同事業交付金9,382万5,000円については、国民健康保険団体連合会の通知により、8款繰入金495万5,000円は職員人件費の補正により給与費と繰入金とをしております。

9款繰越金641万円は、前年度の繰越金を計上しております。

続いて44ページ、歳出です。

1款総務費495万5,000円は、職員の異動及び人事院勧告の実施により増額補正を、2款保険給付費1億8,900万円は、療養給付費及び高額療養費の医療費の決算見込みにより増額補正をしております。7款共同事業拠出金372万6,000円は、国民健康保険団体連合会の通知により減額補正を、9款諸支出金30万円は、保険税の還付金決算見込みにより増額補正をしております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第75号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第75号平成28年度須恵町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を、文教厚生委員会に付託します。

日程第16. 議案第76号

○議長（三角 良人） 日程第16、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補

正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。梅野住民課長。

○住民課長（梅野 猛） 議案書の75ページをお願いします。

議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてでございます。地方自治法の規定により、別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものです。

内容につきましては、別冊の平成28年度歳入歳出補正予算書で説明いたします。

補正予算書の53ページをお願いします。

平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ160万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億7,939万7,000円とするものです。

第2項で款項の区分及び金額は、次のページの第1表歳入歳出予算補正によるとしております。

今回の補正は、職員の課内での担当替え及び人事院勧告の実施に伴い人件費に関連する補正を行っております。

次のページ54ページをお願いいたします。

まず、歳入からです。3款1項他会計繰入金は、一般会計からの人件費分の事務費繰入金で160万3,000円の減額補正を行っております。

次に歳出です。55ページをお願いします。1款1項総務管理費は、職員管理費160万3,000円を減額補正しております。

以上です。よろしくをお願いします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第76号を文教厚生委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第76号平成28年度須恵町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を、文教厚生委員会に付託します。

日程第17. 議案第77号

○議長（三角 良人） 日程第17、議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の76ページをお願いいたします。

議案第77号平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町公共下水道事業特別会計補正予

算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書の60ページをお願いいたします。

平成28年度須恵町の公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出の予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額からそれぞれ819万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ11億7,239万5,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債の補正より御説明いたします。

61ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。5款1項他会計繰入金、補正額マイナス915万9,000円は、一般会計繰入金の収支調整による減額でございます。

6款1項繰越金、補正額407万3,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

7款諸収入2項還付消費税、補正額559万5,000円は、前年度の還付消費税が確定しましたので、増額するものでございます。

8款1項町債、補正額マイナス870万円は、算定基準の変更に伴う減額でございます。

62ページをお願いします。歳出です。1款1項総務管理費、補正額18万1,000円は、人事院勧告に伴う人件費の増額でございます。

2款1項下水道事業費、補正額マイナス312万2,000円は、人事異動に伴う人件費の減額でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス525万円は、平成27年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

63ページをお願いします。

第2表地方債補正。1、変更です。起債の目的、下水道事業債、資本費平準化債、公共下水道分、限度額変更前7,470万円を、変更後6,790万円に、同じく流域下水道分、限度額変更前2,570万円を、変更後2,400万円に、特別措置分、限度額変更前4,520万円を、変更後4,500万円に、算定基準の変更に伴いそれぞれ減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしくをお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第77号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第77号平成28年度須恵町公共下

水道事業特別会計補正予算（第2号）を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第18. 議案第78号

○議長（三角 良人） 日程第18、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の77ページをお願いします。

議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書68ページをお願いします。

平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条歳入歳出予算の総額にそれぞれ7万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,707万3,000円とするものでございます。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額等は、第1表歳入歳出予算により御説明いたします。

地方債の補正、第2条地方債の変更は、第2表地方債補正により御説明いたします。

69ページをお願いします。第1表歳入歳出予算補正、歳入です。3款1項他会計繰入金、補正額マイナス252万4,000円は、一般会計繰入金の減額補正でございます。

4款1項繰越金、補正額339万7,000円は、前年度の繰越額が確定しましたので、増額するものでございます。

6款1項町債、補正額マイナス80万円は、算定基準の変更に伴う減額でございます。

70ページをお願いします。歳出です。2款1項農業集落排水事業費、補正額27万円は、公共樹設置等による工事請負費の増額でございます。

3款1項公債費、補正額マイナス19万7,000円は、平成27年度の町債借入額の確定に伴う減額でございます。

71ページをお願いします。第2表地方債補正、1、変更、起債の目的、下水道事業債資本費平準化債、限度額変更前2,350万円を、変更後2,270万円に減額するものでございます。

起債の方法、利率、償還の方法等の変更はございません。

以上、御審議方よろしく御願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第78号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第78号平成28年度須恵町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）を、総務建設産業委員会に付託します。

日程第19、議案第79号

○議長（三角 良人） 日程第19、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。石井上下水道課長。

○上下水道課長（石井 浩二） 議案書の78ページをお願いします。

議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）でございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を別冊のとおり提出し、本議会の議決を求めるものでございます。

別冊の補正予算書76ページをお願いします。

第1条、平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。第2条予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正するものでございます。支出、第1款第1項営業費用、補正予定額マイナス268万1,000円、これは人事異動に伴う人件費を減額するものでございます。

以上、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（三角 良人） これより質疑に入ります。質疑はありますか。——質疑なしと認めます。よって、議案第79号を総務建設産業委員会に付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（三角 良人） 御異議なしと認めます。よって、議案第79号平成28年度須恵町水道事業会計補正予算（第2号）を、総務建設産業委員会に付託します。

○議長（三角 良人） 以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

次の本会議は、12月7日午前9時に再開します。

本日は、これにて散会します。

午前11時56分散会
